

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○土井委員長 次に、小宮山泰子さん。
 ○小宮山委員 国民民主党の小宮山泰子でございます。

今回は、赤羽大臣になられての初めての質疑でございます。よろしくお願いたします。

さて、台風十五号は、強風により千葉県内を中心に甚大な被害を生じさせました。また、台風十九号等は、記録的雨量が広範囲にわたり、関東、東北、信越など極めて広い範囲に河川氾濫、堤防決壊、浸水被害などを生じております。

改めて、被災された皆様の御冥福とお見舞いを申し上げます。

本日の質疑、国土交通委員会におきましては災害の集中的質疑ということですが、本日も朝からさまざまな課題が提案され、また解決策も提案されております。ぜひ本日の質疑が、防災・減災、そして災害復旧につながることを心から願っております。

さて、私の地元埼玉県西部地域においても多

くの被害が生じております。越辺川堤防決壊による浸水被害が生じた特別養護老人ホームについては大きく報道でも扱われましたが、この老人ホームに隣接する地域では、重度障害者施設や米菓製造業、またヘリポートなど、住宅も含めて、多数の被害が、浸水いたしました。

国交省においては、TEC—FORCE、リエゾン支援などで、復旧においての力をいただきました。相模原市の本村賢太郎市長からも、本当に、このTEC—FORCEの方々、またリエゾンの支援というものは、地域において有効であるということを感じておりました。

私自身も、先週は長野県の国交委員会での視察、そして災害対策特別委員会の視察で月曜日には福島県、宮城県に行ってみましたけれども、このときにもTEC—FORCE、また国の支援のあり方、大変心強く、地方自治体ではやり切れないそのあり方というのが非常に感謝をされている姿というものに相対しましたし、また、この分野というものに関しては、本日も指摘が先ほどもございましたけれども、TEC—FORCEについては、やはり、充実をさせていくこと、これが各地域で何かあったときに効率的に支援策また災害復旧対策というものが、応急復旧ができるんだと確信をしておりますので、この点はまずもってお願いしたいと思います。

さて、越辺川の堤防決壊のところもそうですが、河川の合流点に近くて、地形的には水害も生じやすい場所であったということは、実際には広く地

元では認識されていると言っても過言ではございません。

川越市とフジミ市の市境にある地域で今回浸水被害の生じた住宅地では、一昨年の十月、台風二十一号の際にも浸水被害を生じました。事前に畳や荷物を二階に上げたり、高齢者の方は避難をさせたり、乗用車を別のところ、高台に駐車をしていくなど対応を行い、また、自治体による対策工事やポンプ運転や連絡などの運用面での改善もあり、被害を小さくするための自助努力がとられたところでもあります。しかし、今回の雨量においては、やはり浸水被害を免れることはございませんでした。

二〇一四年の八月の広島での豪雨災害の際、山際まで開発が進んだ住宅地で土砂災害が生じた際にも、川の合流地点や浸水が過去にも起こった地形のところ、都市化に伴い過度に開発が進んだため被害に遭ったと言われる地域は全国にあります。

今回も、浸水した地域では、昔は人が住まない地区と言われたり、地名に沼や水を連想させる文字が含まれている場合が多かったような思いがあります。

先週二十日に長野県の視察で篠原代議士が紹介してくれましたけれども、洪水の水位標がありました。過去の水害の記憶を土地の方々のみならずの手で後世に残していくという道しるべでございます。これ自体は、こうやって水害がある、トゥームポールのように、山の道しるべのように、水位がここまで来たというのを示しているものであ

りますので、これがあることによつて、ここは水につきやすいということ、土地の価格や、またそこに入ってくる方々には障壁になる、敬遠されるのではないかとということ、外そうということも言われますが、土地の方々が、やはり、この被害を二度と起こさせないために、記憶をするために置いているというお話を伺いました。

こうやって過去の災害を教訓に次の世代につないでいくということは大変大切なことであり、今回の災害についてもしっかりと記録を残し、次世代に生かしていくことが何よりも大切だと考えております。

災害時にはまた、高齢者施設の水没による被害は命の危険が伴う被害につながる事例が多いように感じております。これは、高齢者や障害者施設がいわゆる安い土地、ほかの活用が見込めないような土地に立地していることが多く、そしてそのような土地は往々にして川のほとりであったり、今回もですけれども、ハザードマップの水没危険のある地域である場合が被害を拡大させた要因の一つであると考えております。

台風十九号では、川越の高齢者、障害者施設だけでなく、全国では、特別養護老人ホームなど高齢者関係では二十五施設が浸水被害、障害者、障害児施設では三十一施設が浸水被害、保育所も十九カ所の浸水被害に遭っております。

河川局長を経て現在は日本水フォーラム代表理事となつております竹村公太郎さんは、堤防によつて守られた低地は、明治以降、急速な工業化の中心地となりました、国土の約七割が山林や原野

という事情を考えれば、ほかに方法はありませんでした、しかし、堤防がなければ氾濫してしまうような低地に全人口の五〇%、資産の七五%が集まるいびつな土地利用の国になってしまったのも事実です。そして、地方の被害が目立ったのは、治水工事が都市に比べておこなわれていたのが一因です、でもそれ以上に気象の凶暴化の影響が大きいと思います。長期的には土地の利用の制限といった荒療治も必要です、川沿いの野方図な土地開発が最近の被害拡大につながっていると言えます、浸水想定区域の利用制限などに手をつけられない限り、根本的な解決にはつながりません、このような指摘をされております。

東京は、今回こそ大被害は免れましたけれども、それは、国交委員会で視察した鶴見川の遊水地や、また、越水、決壊した上流部、ダムなど、江戸時代から続く関東平野での治水や、東京の周辺の犠牲があつたからでもあります。

また、今回のインフラ維持管理に大きな費用がかかり、堤防などインフラ整備が追いつかないうちにまた次の被害が生じる可能性を鑑みれば、やはり、災害リスクの大きい地域の居住制限や都市計画の改正など必要と考えられます。

土地利用に対する規制に対して、開発許可を未利用地の有効活用と地方自治体のもと、また建築制限を行うことで民間からの訴訟リスクがあり、建築許可をとめられない現状から改めて、地域ごとにゾーニングをはっきりさせて、国としては建築規制をかけていくことも必要と考えます。

危険の予見される場所は新たな開発を制限する、

仮に建設や開発がされる場合には、予見される災害が生じたとしても災害を最小限にとどめられるような構造であることの確認を要件とするなども検討すべきと考えられるのではないのでしょうか。この点について、大臣の御見解をお聞かせください。

○赤羽国務大臣 御質問ありがとうございます。まず、防災・減災につきましては、与野党、私、関係ないと思っておりますので、ぜひ具体的な御提案をいただきたいと思っております。

また、TEC—FORCEにつきまして御評価いただいた、まずは大変感謝しております。TEC—FORCEの隊員も、大変な状況でありますけれども、そうした皆さんの激励の声が大変ありがたく意気を感じて、頑張っていたいただいていると思っております。

いろいろなお話があつたんですけれども、私も被災地をずっと回つておりまして、先ほどの御質問にもありましたけれども、ハザードマップで危険な地域と言われたとおりに浸水がされて被害が大きい。去年の西日本豪雨の広島の話もそうですし、倉敷の真備町も典型的なところだったと思います。今回も越辺川の、東松山市のショッピングモールのところも明らかに低いところで、そのままあふれてしまったというような話もあつたと思います。

ですから、そうしたことの中で、最初に、特別養護老人ホームみたいなところにあつても、多分、そういう厳しい条件の中に建てられている。以前、小宮山議員とも一緒に視察した岩手県の岩泉のと

ころでも、大変痛ましい事件になってしまったわけですが、他方で、今回、御地元の川越キングス・ガーデンの特別養護老人ホームは、大変多い方が入っていたわけでありませうけれども、日ごろから訓練をされていて、全く、一人の事故も起きずに、無事ちゃんと避難していただいたというのも、大変大きな教訓だったというふうに思っております。前段はそれまでで。

今回、これだけ被害が大きくなる、災害が頻発化して激甚化する中で、他方で、危ないと指摘されているハザードマップが、結構、皆さん相当、有用性だというのは先ほども御質問もあつた。しかし、その有用性が土地利用に生かされていないということについて、やはり当然議論をしなければいけないというふうふうに思っております。

現状は、御承知だと思いますが、開発規制については、地方公共団体が条例で災害危険区域として指定している地域については、都市計画法に基づき開発許可制度において、その区域内での宅地開発を原則として禁止しているわけでありませうが、多分、そうじゃなくて、住宅が張りついているところがたくさんある。

やはり、そうした地域に行きますと、昔からいる方たちというのはそこに住んでいなくて、後から、サラリーマンとして入ってきている方たちが便利だからとか、また川沿いで非常に風景がいいとか、そうした住宅地が多いということが現実だと思いますので。

現状の張りついて住まわれている方たちを目前にどういう規制をかけるのかというのは大変難

しい話がありますし、ややもすると、そうしたことを法令化すると資産価値が落ちることも予想されるのは、実はいろいろ出てくることも予想されますが、原点は、国民の皆様の命と暮らしを守る対策をとるということが一番大事だと思っておりますので、これは国交省はもとよりであります。法務省を始め関係省庁ともしっかりと連携をとりながら具体的な検討を進めてまいりたい、こう決意をしております。

○小宮山委員 ありがとうございます。ぜひ具体的な検討を進めていただきたいと思えます。

ハザードマップのところにある障害者施設や福祉施設、多くあります。この方々が移転をするとなると、大手新聞が誤報で出した例ですけれども、移転すると出た途端に、いろいろな不動産業者とか物すごい額の土地のあっせんとかがばつとやってこられるそうです。さすがにそこまでの費用も出ないわけですから、それは誤報であつたといつて帰っていったそうですけれども、やはりそれを機にビジネスに、食い物にしようとする人たちがいるのも事実であります。

また、国交省ではコンパクトシティなどを提案しております。人口減少の中、やはり、まちづくりという意味においては、しっかりと、町の過度なスプレッド化、不要なスプレッド化というのをとめる、そんな策というのもこの観点からもぜひ進めていただければと思えますので、検討のほど、よろしくお願いいたします。

さて、水害が出ると、本当に多くの土砂が町中になだれ込む、そして川も埋めるなどということ

が起きております。治水対策としての堤防かさ上げや増強工事などの際に用いられる建設資材用の土砂として、近隣地域での建設残土や堤防が崩れ出した土砂のうち使用可能なものを活用していくべきではないかとの意見が寄せられました。

二十五日に視察した丸森町では、河川の川底を一部掘削して水の流れを確保したり、また、今後は、田畑や市街地、さまざまなどころに堆積している災害土砂の処理が課題になってくると思えます。今はこれを、通常の処理法では土砂は廃棄物としての扱いをされるんですが、これを廃棄せざるに、極力そのまま資材として土砂を活用することも必要なのではないかと考えます。

被災地での土砂の片づけは重要であります。河川の底の堆積物の掘削というのも今後課題になってくると思えます。災害で発生した土砂も建設残土なども、処理というと、通常の廃棄物ではなく、土地のものは土地で消費をする、そういった考えのもと再利用を選択肢に入れるべきではないかと思えますが、この点に關しまして、現状及び可能性についてどのように考えるか、国交省の見解をお聞かせください。

○蒲生政府参考人 お答え申し上げます。

近年の豪雨災害の事例におきましては、災害時に発生した土砂からまず廃棄物等を取り除き、その上で有効できる土砂か否か総合的に判断され、有効利用できる土砂につきましては造成地等に活用しております。

活用事例として、例えば、平成三十年七月に発生した西日本における豪雨災害の事例では、広島

県坂町で発生した土砂約九万立米、呉市で発生した土砂約二十三万立米を広島港の埋立てに利用しているところであります。また、同じく被災した小田川等の河道掘削で発生した土砂を活用し、堤防の強化等を実施しているところであります。

引き続き、災害時に発生した土砂につきましても、通常の建設残土と同様に、可能な限りその有効活用を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小宮山委員 地方自治体、場合によっては地元で使う土砂を他県から買い入れていることもございます。ぜひ、使える土砂があるならば、それを再利用を積極的に進めていただければと思います。それでは、災害時の空港での足どめ、訪日外国人情報提供についてお聞かせいただきたいと思っております。

台風十五号では、空港から移動できず、多数の利用者、関係者ともども、長時間、空港内にとどまらざるを得ない事態が生じました。千葉県内に大きな被害をもたらした台風十五号、成田空港では約一万三千人が空港内で夜を明かしたと聞いております。

成田空港での足どめ客数は、東日本大震災当時よりも訪日外国人の数が大幅に増加していることでもありますけれども、当時の約八千五百人、昨年九月の二十一号の台風時に関西国際空港で孤立された約八千人と単純比較しても、極めて多数に上っております。

日本人の空港利用者も多くが巻き込まれましたけれども、成田空港は海外からの外国人観光客な

どにとつて最大の空港でもあり、これら外国人の方々が情報取得に苦労され、空港で不安でかつ日本に対して残念な気持ちを持たせたいと想像すると、私も残念な気持ちになります。

空港にとどまらざるを得なかったのは、鉄道の運休、高速道路の通行止めなどによって交通アクセス遮断の状況となったことから生じておりますが、国交省として、昨年九月の台風二十一号で多くの孤立者の生じた関空では、寝袋一万二千個を追加準備、またハラル対応の非常食も備えることとするなど、災害時の状況を教訓にした備えの拡充をしたと聞いておりますが、このような支援というのは、これからも必要かと思っております。

国交省としてどのような支援、整備をするのか、伺いたいと思っております。

○和田政府参考人 お答えをいたします。

関西国際空港では、昨年九月の台風二十一号襲来時に多くの滞留者が発生したことを踏まえまして、空港を運営する関西エアポート社が事業継続計画、BCPでございますけれども、これを抜本的に見直しました。

この中には、滞留者一万二千人を想定した食料や飲料水、寝袋等の災害用備蓄品を備えることが規定されており、既にこれらの準備が整えられているところでございます。

また、この計画では、空港全体の総合対策本部を早期に設置し、空港関係者との情報共有を図ることで、旅客等の安全確保や空港機能の早期復旧等に向け連携することとしております。

さらに、成田国際空港では、本年九月の台風十

五号襲来時、多くの滞留者が発生したことを踏まえまして、空港アクセスの状況や航空機の混雑状況に応じた航空機の着陸や交通量の制限といった空港運用上の対応を行うこと、また、SNS等を最大限活用し、航空便の運航情報や空港アクセス等に関する情報を利用者に多言語できめ細かく発信をすることといった対策を実施することとしております。

これらを踏まえまして、国土交通省といたしましては、利用者目線に立った上で、空港アクセスの確保や利用者への情報提供のあり方等の視点も盛り込んだBCPを全国の空港で今年度末までに策定することを目指すとともに、空港アクセス機能が途絶した場合を想定した訓練を実施することによりまして、災害への対応の強化を進めてまいります。

○小宮山委員 成田国際空港株式会社の田村明比古社長は、十月二十四日の記者会見において、国土交通省、航空関係各社とも、事業継続計画、BCPを策定する考えを表明されました。

国交省は、十一月十五日、空港が台風や地震などで被災するなどした場合に備えて、各空港でBCPを作成する際の参考用指針案を公表、今年度中に地方空港を含む全国九十五空港でのBCP策定を目指していると伺っております。

来年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。また、ビジット・ジャパン・キャンペーンのもと、外国人の訪日を更に増加させることで経済成長を各地の活力にしていこうとしておりますが、さまざまな自然災害から逃れること

はできない災害大国でもある日本、より多くの方が出入国されるようになる中で、災害発生などによる交通混乱や不十分と感じられてしまう情報提供の状況のままでは、観光立国への道筋に大きな障壁となることを懸念しております。

台風十五号、台風十九号を始め、近年の災害発生時の交通網、関係施設の状況などを踏まえて、ビジット・ジャパン・キャンペーンのより一層の推進を念頭に、どのような訪日観光客への取組を行っていくのか、お伺いいたします。

○赤羽国務大臣 災害に対する情報というのは、言葉の通じる日本人でも大変不安で心配なわけでありまして、的確に情報を発信しなければいけない、これはこれまでの議論で御答弁したとおりでございます。その中でも、外国人の皆さん、初めて来る方も多いわけでありまして、その中で台風災害に巻き込まれるみたいなことは大変心細い話だと思えますし、ちゃんとしたことを伝えないと命にもかかわるものだというふうに重大に考えておるところでございます。

今お話がありましたように、台風二十一号の際の関西国際空港での事案ですとか、台風十五号の際の成田空港滞留については、これはやはりできるだけ最小化しなければいけないということで、さまざまな議論をしてまいりました。

まず、国内のアクセスがとまることがわかっていながらその時間帯に着陸するようなこと、飛行機がどんどん来ると滞留者がどんどんふえてくるので、そうしたことを事前に、着陸はできないという発信を前広にして、そもそも成田空港とか関

西国際空港に来させない、別のところに振り分けるようなこともしたり、また、鉄道が計画的な運休をするというようなことはどうするのかということについて、タクシー事業者についてしっかりと連絡をとってサポートしてもらうようなこともやっていかなければいけないということでございます。

そして、今御質問の外国人旅行者に対しましては、多言語で迅速かつ丁寧な情報発信を行わなければいけないということがございまして、台風十九号では日本政府観光局、JNTOの公式SNSやウェブサイトでできるだけ細かい発信を心がけてまいりました。

それに至るに当たっては、数多くのフォローワーを持たれる外国人の有識者の方ですとか、報道関係の皆さんの協力も得てそうした取組を進めていまして、例えば、昨年十月から始めた日本政府観光局の公式ツイッターのフォローワー数がこの一連の台風災害の前後で約三倍に増加しまして、閲覧数は延べ約七百十九万回に達するなど、一定の成果が上がったものというふうに思っておりますが、これを、より着実に届くようにということとで不断の見直しを進めておるところでございます。観光庁で、十月二十九日に、有識者の方、交通事業者、観光関係者、地方自治体又は報道関係者、幅広い皆さんに参画をいただいた検討会を立ち上げたところでございます。今後とも、外国人の皆様が御不便がいかないうようなよりよい情報発信、情報が届くようなシステムを、不断の改善を進めていくということを進めておるところでございます。

す。

○小宮山委員 ありがとうございます。

今、大臣にお答えいただきました日本政府観光局のツイッター、本当にアクセス数がふえたというところもありますし、ただ、そうはいいまして、北海道でのブラックアウトの事例ですと通信がつかない、千葉県もそういったところもありました。

不断の努力でさまざまな想定をしなければいけない。成田空港で足止めされた方、羽田空港で足止めされた方、そこに行こうとした電車、駅で足止めされている方、情報収集されている方、若しくは、私の地元、埼玉県の小江戸川越においても、さまざまな理由で電車がとまったときに観光客が帰る道、方法を随分探している事例もあります。もちろん多言語語においては、最近JRなど、聞いておりますと、車内の案内も英語と日本語両方で車掌さんが頑張っておっしゃっているという事例もよくあります。

さまざまな努力がまだまだ、観光客が四千万人、六千万人を目指す国としては、必要なんだと思えますが、一番不安で、また自分が乗るべき飛行機に乗れなくなる、そんな状況にあるときにこそ、日本であるならば的確な情報が得られるというその環境づくりというのは重要かと思っております。今回の台風被害なども通じての減災に向けてのより一層の備えというのを国交省また観光庁におきましては行っていただくことをお願いしたいと思います。また期待をしたいと思っております。

さて、福祉避難所の立地などについての質問に

移りたいと思います。

川越市では、さつきから出ておりますけれども、高齢者施設が水没いたしました。福祉避難所協定が結ばれている、すなわち福祉避難所を開設する候補地、災害が起こってから指定ができませんので、その施設が計二十七カ所ありますけれども、このうち半数がハザードマップ上で実は浸水被害が想定される地域に立地しております。これは二十七日のNHKのハートネットでも特集がありましたので、報じられたことでもあります。大変残念なことではあります、また浸水被害に遭つたりする。

また、福祉避難所というのはプレートなどが掲示されますので、災害が起きたらすぐに福祉避難所として機能すると思われている方もいらっしゃるようであり、なかなか受入れ等が、この情報というのが、被災者の可能性のある方々に伝わっていないというのも事実かと思っております。

要配慮者支援施設のうち、避難確保計画の作成について、国土交通省の資料、水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況によれば、平成三十年三月三十一日時点では、水防法に基づいては五万四千八百一十一施設、うち、計画の作成済みは八千九百四十八施設、土砂災害防止法に基づいては一万七百二十施設、計画の策定済みは千五百五十三施設ということになります。

福祉避難所の候補地については、公開している自治体としていない自治体もありますが、福祉避難所の候補地として協定を結ぶなどして各自治体

で予定している施設などが、ハザードマップ上、水害など予見される地点にどの程度所在しているのか、件数や比率などについて政府では何らかの把握をしているか否か、また、調査などを行っているか否かもお伺いしたいと思います。

○小平政府参考人 お答えいたします。

福祉避難所を含めました指定避難所の指定状況につきましては、指定避難所を指定する際に、市町村から都道府県を通じて内閣府に指定避難所の名称や住所等について報告されることとなっておりますけれども、市町村が指定した福祉避難所などが浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の区域内に立地するのにかついて、内閣府としては把握をしてございません。

指定避難所につきましては、想定される災害による影響が比較的少ない場所の施設を指定することとされておりまして、その旨、市町村に対しても説明会等で周知してきたところであります、今後とも十分に周知してまいりたいと思っております。

○小宮山委員 把握をしていないけれども、今後、把握する予定はあるのでしょうか。

実は、福祉避難所に来られる要支援の方々のことを考えると、ふだんからそういう方と接していることが多い介護職の方などがいる施設というのが対象になることが多いように思います。立地ではなるべくそういうところを避けるようにということではありますけれども、そこで対応が必ずしもできるとも限りませんので、各市町村の指定と違うのは大変、ある意味理にならなっている部分もあるかと思えます。とはいえ、まずもって、先ほ

ど調査を行っていないとおっしゃっていましたが、今後、調査など、さまざまなそれに対しての支援も含めまして検討されるべきと思いますが、まず、調査をされる予定はあるのでしょうか。

○小平政府参考人 お答えいたします。

定期的に避難所の状況については報告を求めているところがございますが、これまで十分に、内容をかなり細かいところまで聞いていたわけでは必ずしもございません。内容の充実については図つていかなきゃいけないと考えているところがございますので、そこにつきましては、先生の御指摘も踏まえてまた検討はさせていただきたいと思えます。

○小宮山委員 ぜひ、ハザードマップなどに重なっているところがあるならば、指定した市町村はわかっておりますので、早急にそのデータ等を収集して、またこれに対しての検討も重ねていただければと思います。ありがとうございます。

さて、内閣府の調査の報告書、指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書、平成三十年八月につくられたものですが、市町村からのヒアリングにおいても、福祉避難所に指定される前に候補地へ避難を行おうとする動きが生じてしまうことの是非なども考えるべきところだと考えます。事前に災害時などのどのように対応し、どのように避難をしていくかについて、啓蒙、周知徹底にも課題がまだ残っております。

協定を結んでも、福祉避難所の候補地となつている老人ホームや障害者施設や養護学校では、定

められた定員のもと平時からの入居者、利用者もあり、災害時に福祉避難所に指定された場合でも、避難してこられた支援を要する方々を受け入れにくいという現実もあるようです。やはり対応ができる人数というのにも限度があり、むしろ全員を受け入れられるだけの余裕はないと考えるのが、今の人手不足という状況も考えて、根底にあるということは忘れてはなりません。

医療機関も含めて、公共施設、小中学校などにおいて、福祉避難所としても機能できるように施設や備品の整備を行っていることというのがそうなるかと考えます。特に、福祉避難所に行く前に自分の家の近所の避難所に行ってそこから移動していくという事例がありますので、まずは小中学校などのバリアフリー化の義務化がされていないためには、この対応ができないと思います。バリアフリー化の整っている学校施設など、またユニバーサルデザインの導入は、災害時には福祉避難所的な活用が可能であり、避難所としての備品、設備などを整えるべく手当てしていくべきだと考えておりますが、この現状の取組についてお聞かせください。

○小平政府参考人 避難所の施設についてでございますけれども、内閣府におきましては、市町村に対しまして、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針というものを出しておりまして、これに基づきまして、平時から、災害用トイレの備蓄や整備、避難所として指定する施設のバリアフリー化を促してはいるところでございます。

また、今回の台風十九号に伴う災害におきましても、災害救助法が適用された自治体に対しまして、例えば仮設トイレであるとか仮設のスロープ等を整備した場合には災害救助法に基づいて国庫負担を行うなど、福祉避難所として活用する際にも必要となるような設備、備品の整備を可能としているところでございます。

また、実際、今回かなり広い範囲で被災がありましたけれども、関係する自治体に県を通じたり若しくは職員がみずから現地に赴きまして被災地のニーズや課題を把握するとともに、紙おむつであるとか段ボールベッド等の福祉避難所に役に立つような必要物資のプッシュ型支援を進めたところでございます。

内閣府といたしましては、引き続き、環境省と連携しながら被災者へのきめ細やかな支援に万全を図ってまいりたいと思っております。

○小宮山委員 ありがとうございます。

二〇一八年の通常国会において、バリアフリー法改正の審議の際、赤羽大臣は国土交通委員として質疑に立たれておりました。大変示唆に富んだ、いい質問だったと私は思っております。バリアフリー法上で特定建築物となる一般の学校についてバリアフリー化の推進を求めて、内閣府防災並びに文科省に対しても答弁も求められておりました。二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックのレガシーにするには再度バリアフリー法の改正も必要かと私は考えておりますが、バリアフリー、ユニバーサルデザインなど、こういったことに大変御理解のある赤羽大臣からも、この課題に

ついて改めて大臣として何をされるのか、委員とはまた違う立場になりました、ぜひ御所見と課題について、また決意についてもお聞かせいただければと思います。

○赤羽国務大臣 ユニバーサルデザインの社会をつくるということは小さくも揺らぎなく、特に、明年、二〇二〇年、東京オリンピック・パラリンピック大会も迎えますので、しっかりとレガシーとなるように進めていくというのは先ほど述べたとおりでございます。

学校についてどうなのかということの通告がありました。学校の施設は現実にはもう災害時の避難所となつている場合が多いということと、当然、教育的な観点、やはり小中学校とか幼稚園のときからできればバリアフリーが当たり前という教育をするということがすごく大事だと思います。

私の、ちよつと、自分の子供が二人いるんですけども、長男は同級生に障害を持たれている子供がいて、その代というのは障害者に対する対応というのが非常に自然というか、もう自然に育まれている。下の娘はそういう経験がないので、やはりそういうことが苦手だというようなことがあって、やはり教育的な効果というのは非常に大事だという観点から、学校の施設もぜひバリアフリー化を進めたいと思えますし、施設だけではなくて教育も進めていくべきだと。

ただ、現状は、よく御承知だと思えますが、バリアフリー法に定められている義務化は特別支援学校に限られております。その他の学校につきま

しては、それぞれ、障害を持たれた生徒さんの状況に応じて、地域の実情に応じて条例により対応する仕組みとなっておりまして、現状は、地域の実情に応じた条例策定を地方公共団体に国交省としては働きかけているところでございます。

現在、全国で十二都府県四市二区で条例制定されているところでございますので、条例を進めていくようにプッシュしていくということと同時に、法改正も、この点だけじゃありませんけれども、視野に入れておりますので、きょうの御意見も承って、しっかりと取組、検討方、文科省とも連携しなければいけませんので、しっかりと前向きに進めたいと思っております。

○小宮山委員 期待しております。

さて、福祉施設などの被災の場合について、被災されますと、同じ場所で再開か、移転をするか、若しくはやめるかという選択肢があるかと思いますが、移転先の用地の確保や整備費等確保に当たり国としてどのような支援が行われているのかお伺いしたいと思います。

また、厨房機器など日々の必要な設備を交換し現在の施設に戻るとしても、通常の仮設住宅ではなく、ヘルパーや介護職員が施設居住者を見られるように、同一建物の複数の部屋が使える場所の確保も課題となってくるかと思えます。このような集団での建物を利用する仮設、みなし仮設住宅というの也有可能なのか、御見解をお聞かせいただければと思います。

○諏訪園政府参考人 お答えいたします。被災しました高齢者、障害者などの福祉施設の

復旧に迅速に取り組む必要がある、このように認識しているところでございます。

このため、厚生労働省といたしましては、被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージに基づきまして、福祉施設の建物や建物と一体となっている設備の復旧工事に対しまして、自治体を通じ補助金を交付し、財政支援を行うこととしていくところでございます。

当該補助金は、災害前と同じ場所、形状、寸法、材質でもとに戻すという原形復旧が原則でございますが、国に御協議いただき、その必要性があると認められる場合には、移転改築も可能としているところでございます。

被災自治体などと緊密に連携しまして、一日も早い施設の復旧に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

○小宮山委員 ぜひお願いいたします。

さて、千葉県で大規模な停電が生じた台風十五号の発生後、赤羽大臣は無電柱化推進への取組について積極的な発言が随分取り上げられました。また、与党の補正の中にも無電柱化の推進のよう

なことが言われている等の報道がございました。これらの真意というものはいかがなんでしょうか。原形復旧が基本であります。改良復旧なども含めて、無電柱化を進めていくというときには必要かと思えますが、この大臣の熱意、決意をお聞かせください。

○赤羽国務大臣 千葉県の、特に南部地域の視察をさせていただいたときに、木が倒れてそれが電線にかかって大変多数の電柱が倒壊をし、その結

果、長期間の停電が生じてしまった。今、現代社会の今の世の中で、長期間の停電というのは、まさに命と暮らしに重大な影響があるということなので、無電柱化を進めるということは、私、そのときに申し上げたとおりでございます。

国交省としましても、これまで三カ年、二〇一八年から二〇二〇年の中で千四百キロメートルの無電柱化の計画に加えて、防災・減災、国土強靱化のための三カ年緊急対策で、それに加えて、緊急輸送道路のうち風による倒壊の可能性の高い一千キロメートルの無電柱化に着手することにしております。ただ、電力会社など電線管理者が主体的なものですから、経産省、総務省、また関係事業者に加えて、これをどう進めていくのかというところもしっかりと進めていきたいと思っております。

私、やはりこれだけの被害が起こったということとで、その費用負担をどうするのかというのは国民の皆さんにも理解は得られるものだというふう

に私個人は思っておりますので、そうしたこともしっかりと視野に入れながら、無電柱化、昔からある話なんです。なかなか費用負担の件で前に進んでこなかったことをしっかりと反省しながら、前に進めるように精いっぱい努力をしていきたい、こう考えております。

○小宮山委員 ぜひ、無電柱化の推進をすることによって減災、防災に資する、そんなような復旧、再生ができることを願っております。

ます。
ありがとうございます。